

◎新潟県告示第1389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、糸魚川市の糸魚川市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年12月28日

新潟県糸魚川地域振興局長

1 退 任

理事 糸魚川市寺島1丁目8番7号 加藤 久雄

退任年月日 平成30年12月5日